

小笠原諸島の振興開発について (意見具申骨子案)

1. 小笠原諸島振興開発の意義

- ・小笠原諸島は、東京の南約 1,000km に位置し、人口集積地からの時間的距離としては、極めて隔絶した外海離島。
- ・また、住民が戦後の 24 年間帰島できなかつたこと等、様々な特殊事情を有しており、昭和 43 年に我が国に復帰して以来、これらの不利性を克服するための諸施策を実施。
- ・これらの施策は、特別な措置や関係地方公共団体・住民の不断の努力により着実に実施され、相応の成果。
- ・一方、交通アクセス、保健・福祉・医療の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進といった課題が依然として存在。加えて、大規模災害への備えが喫緊の課題。
- ・小笠原諸島が我が国の排他的経済水域等の保全などに重要な役割を担っていることから、小笠原の特性を生かした振興開発を引き続き推進していくことが求められている。

2. この 5 年間の動き

- ・インバウンドの拡大に向けた施策を我が国の重要課題として推進。
- ・平成 28 年 7 月におがさわら丸の新船が就航。小笠原村への入込客数が増加に転換。
- ・平成 25 年 11 月に始まった西之島の噴火により、我が国の管轄海域の面積が約 50k m² 拡大。
- ・平成 26 年には、中国漁船によるサンゴの密漁問題が発生。
- ・平成 28 年 4 月に有人国境離島法が成立するなど、国境離島の重要性が再認識。
- ・平成 28 年後半から平成 29 年前半にかけて、深刻な渇水が発生。
- ・小笠原村の人口は、微増傾向が続いている。

3. 小笠原諸島振興開発における各分野の課題等

(1) 産業の振興

- ・基幹産業である農業、漁業について、生産基盤の整備・新規就業者確保等の環境整備に取り組むとともに、本土の市場と遠隔地にあることから、流通・販売の分析を的確に行った上で、戦略的に 6 次産業化、高付加価値化・ブランド化等を推進。

(2) 自然環境の保全等

- ・外来種対策の強化、開発における適切な配慮など、世界的価値を有する自然

の保全・再生・継承が必要。また、自然環境の保全等に関する意識を高めていくことも重要。

(3) 観光の開発と交流の促進

- ・世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズムなど自然環境保全と両立した観光の振興に加え、国内外に対して小笠原諸島の魅力を発信。

(4) 交通・通信施設の整備

- ・航空路の開設については、東京都と小笠原村が設置した航空路協議会において検討を進めているところであり、今後、自然環境の影響等の調査・検討、関係者間の合意形成をさらに推進。
- ・現在、唯一の定期交通手段である航路の安定的な運航確保に向けた港湾施設を整備。
- ・情報通信アクセスを活用した産業の振興や医療等における住民サービスの質的向上を推進。

(5) 防災

- ・遠隔離島における防災上の危機管理のため、避難道路・港湾施設の整備や避難救援体制の充実など総合的な防災対策を推進。

(6) 生活環境の整備・定住の促進

- ・妊産婦の支援や高齢者福祉の充実、住宅政策の検討・推進、水資源の確保、エネルギーの安定供給等を推進。

(7) 旧島民の帰島促進

- ・帰島を希望する旧島民の受け入れに対応していくための環境整備や帰島促進措置の継続など、帰島促進のための施策を引き続き実施。

4. 今後の小笠原諸島振興開発の方向性

- ・以上のような施策を展開し、諸課題の克服と将来の発展を実現していくためには、平成31年度以降も法的枠組みにより特別の措置を講じ、小笠原諸島振興開発を積極的に推進することが必要。
- ・振興開発を着実に実施していくためには、振興開発の状況を適時的確に把握した上で適切な施策を講じるなど、適切なフォローを実施することが必要。
- ・今後、小笠原諸島の自立的発展を実現していくためには、豊かな自然環境など小笠原諸島特有の魅力・価値を次世代につなぐとともに、ソフト施策の充実、振興の担い手となる人材の確保・育成や関係者間の連携等が必要。
- ・なお、「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」の見直しは今回の議論の対象ではないが、農地法の施行停止及び旧小作地に係る特別賃借権などに係る課題については、短期的な整理・解決が困難であることから、まずは、村・都で実態の把握、課題の抽出を行うべきではないか。